奈良県 2mSSB 愛好会会則

第1条(名称)	本会は奈良県 2mSSB 愛好会(略称 NTSL Nara Two-meter SSB Lovers)と称する。
第2条(事務局)	本会は事務局を設置し会務の推進を行う。事務局所在地は、担当する事務局員の住所とする。
第3条(目的)	本会は奈良県等における 2mSSB 運用局の親睦を深め、アマチュア無線の健全なる普及と技術の共有、並びに運用マナーの向上を図り、無線通信による地域社会への貢献を目的とする。
第 4 条 (事業)	本会は次の事業を行う。 (1)2mSSB に関する資料および文献の収集並びに知識の普及。(2)防災意識高揚活動・災害時の通信活動。(3)ホームページ、ML の運用 (4)その他、本会の目的達成に必要な事業。
第5条(事業年度)	本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
第6条(会員資格)	本会の会員は次の資格を有する事とする。 (1) 奈良県内及びその周辺に設置もしくは常置所を有し、2mSSB を運用する局であること。 (2) その他、アマチュア無線に興味を有するもの。 (3) 会員の家族は、家族会員と称する。
第7条(入会手続)	本会に入会しようとする者は、下記事項を記入した申込書をもって、事務局に届け出ることとする。 (1) コールサイン (2) 氏名 (3) 住所 (4) 電話番号 (5) 電子メールアドレス (6) 無線従事者免許番号 (7) 免許月日 (8) 運用リグ・アンテナ
第8条(資格喪失)	本会の会員は下記の事由により、役員会の議決を経てその資格を失う。(1)死亡した時(2)電波法令に違反し罰則の適用を受けたとき。(3)本会の事業を故意に妨害し、又は本会の名誉を著しく傷つける行為があった時。(4)故なくして会費の納入を怠った時。(5)本人申し出があった時。
第 9 条 (会費)	会費は年間 2,400 円(年度途中入会時:200 円/月)とし、総会日後一ヶ月以内までに納付する。高校生・大学生・家族会員は、半額とする。中学生以下の会員は会費を必要としない。但し、必要なときは役員会に諮り、臨時会費を徴収する事がある。当会への寄付はこれを妨げない。
第 10 条(役員)	本会の役員は次の通りとする。 (1)会長1名 (2)副会長2名 (3)理事若干名 (4)会計2名 (5)事務局2名 (6)監査1名
第11条(役員選出)	本会の役員選出は下記の定めによる。 (1)役員は総会において会員の中より選出する。 (2)会長は役員の中より互選する。
第12条(役員任期)	役員の任期は次の通りとする。 (1)任期は1年とし、再任は妨げない。(2)役員に欠員が生じた時は、役員会において補充する。
第13条(役員業務)	役員の業務は次の通りとする。 (1)会長は本会を代表し、掌理統括する。 (2)副会長は会長を補佐し、本会の事業を推進する。 (3)理事は本会の事業を分担担当する。 (4)会計は本会の会計事務を担当する。 (5)事務局は本会の総務を担当する。 (6)監査は本会の会計及び事業を監査する。
第 14 条(総会)	総会は年1回とする。但し、次の事項に該当する時は臨時に開催することが出来る。 (1)役員の半数以上の要請があった時。 (2)役員会が必要と認めた場合。
第 15 条(役員会)	役員会は会長が招集し、本会の事務執行に必要な事項を決定する。
第 16 条 (総会の付議事項)	総会の付議事項次の通りとする。 (1)予算、決算報告 (2)事業報告、事業計画 (3)会則の変更 (4)その他、重要事項
第 17 条(議決)	総会、役員会の議事は出席者の半数を以て行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。但し、 総会の委任状は出席と認める。
第 18 条 (雑則)	その他、必要な規定は役員会において決定する。 本会則は昭和 53 年 6 月 25 日より効力を発する。 昭和 57 年 7 月 25 日 一部改定(第 9 条 会費)平成 5 年 7 月 25 日 一部改定(第 6 条 会員資格)平成 6 年 7 月 24 日 一部改定(第 9 条 会費,第 10 条 役員)平成 11 年 7 月 18 日 一部改定(第 5 条 事業年度)平成 13 年 5 月 20 日 一部改定(第 9 条 会費)平成 28 年 5 月 29 日 一部改定(第 1, 2, 12, 13 条)平成 30 年 5 月 19 日 一部改定(第 2, 6, 9 条)令和 2 年 5 月 31 日改定(第 4, 7 条)令和 3 年 5 月 30 日改定(第 8, 9 条)令和 4 年 5 月 29 日改定(第 3 条)令和 5 年 5 月 28 日改定(第 6, 9, 12 条)